

令和7年度第1回 米子市同和対策審議会議事概要

日時 令和7年10月9日(木) 15:00から
場所 米子市福祉保健総合センターふれあいの里
4階 福祉団体活動室

1 協議事項

- (1) 会長選出について
委員の互選により会長に景山委員を選出。
- (2) 副会長の選出について
委員の互選により副会長に福原委員を選出。

2 報告事項

- (1) 「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の改正について

【事務局説明】

本市は、令和4年度に実施した市民意識調査で明らかになった課題を踏まえ、昨年度、人権施策基本方針・推進プランの第3次改訂を行い、また、条例改正に向けての検討を行ってきた。今後、改正最終案にかかる整理を進めていく。

～資料1に沿って説明～

【A委員】

前文で、「依然として、部落差別をはじめ…」の箇所について、不当な差別や暴力、虐待等の人権侵害が存在する背景や課題の要因も示す方が良い。

条例案第11条「人権教育及び人権啓発の充実」について、社会システム・風土の中でアンコンシャスバイヤスが生まれてくる。それがある時、差別的な事象として出てくる。そういう意味でも教育・啓発は必要だと思う。

【B委員】

小学校では、子どもの成長に応じた人権教育を各校で行っている。例えば1、2年生では、人との関りを大切にするということや愛情の大切さを学び、3年生から6年生では、学年が上がるごとに少しづつ難しい内容で、障がい者、性の多様性等、そういう立場の方が周りにいるという認識が出来てくるので学ぶ。そして6年生では、様々な学習を重ねたうえで歴史の知識がないと理解できない部落差別問題について学ぶ。

無意識の偏見とか差別について、子どもたちは生活の中で、自分たちはどうなのかなということも含めて、人権の学習をしている。

【C委員】

地域で保育園幼稚園から中学校を卒業するまで、継続的、計画的に人権学習を行っていくため、各校区でプランを立てて成長段階に応じたものを設定している。最近は人権学習のやり方が難しくなってきており、生徒に合わせた継続

的な指導、教育、生徒どうしのコミュニケーションも大切にしていかなければならぬ。

一番大きなじめ問題としては、インターネットを使つたいじめがある。個人情報のやりとりも含め、生徒はごく自然に使つたりすることもあり、教える側が時代を先取りできるような研究、研修を行つていかなければならない。

【D委員】

前文は今回の条例の趣旨を述べているところであり、今、米子市としては人権をどこにフォーカスしているのか整理して述べられている。

私の経験では、条文は、なるべく短く簡素に書き、足らないところは実施要領などで補うという考え方で進めていた。

前文下から5行目の「一人一人」と漢字で書いてある。どうしても条文では漢字で書くが、「一人ひとり」と書けば非常に柔らかい表現になるので、前文ではこういう使い方もあるのではないかと思う。

【B委員】

①相談、支援において、インターネット上の差別事案があったとき、削除要請などをどこまで相談者と一緒に行うのか。削除要請に限らず支援や救済についてマニュアルなどに詳しく記述することも必要。

②県の条例では「人権尊重社会づくり協議会」という機関を作っているが、市民からの人権侵害の相談に対して、それが人権侵害に当たるのかどうか、具体的に何ができるかを判断する、また、条文について定期的に現状の確認や今後の方針性について検討するなどを行う第三者委員会を作った方が良い。

③第8条の実態調査について、部落差別が今どういうありようなのか、他の人権課題についても、適時、差別の実態について確認していくことが必要だと思う。実効性あるものにしていただきたい。

【事務局】

①について

相談、支援について、インターネットの削除要請等、より具体的な取組の必要性についてはその通りであり、できるだけ様々なお手伝いができるよう踏み込んだ形で行うことが必要。条文ごとの考え方、背景、具体的に何をするのかという解説を公表したい。

②について

県の条例に定められた協議会は政策的な議論をしたり、条例の進捗を検討するものであると考えている。そういった第3者の皆様方のご意見を伺う場が必要であることは認識しており、どういった場を活用していくのか考させていただきたい。

一点だけ、差別事象の検証、これが差別に当たるかどうかの判断をすることになると、ハードルも出てくるので、この点だけは慎重にさせていただきたい。

③について

実態調査については、それぞれの差別事象について、意識だけでなく、どういった背景、事情で起こっているのか、可能な限り調査できるよう努めていきたい。

【E 委員】

相談、支援業務については、行政の方では、社会福祉協議会の困窮支援、こども総本部のこども相談、福祉の総合相談えしこにでも、紹介して終わりではなく、必ず同行して、手続きを一緒にするといった支援を行っている。今回の条文には、寄り添いながらと書いてあり、人権相談、支援においても大丈夫だと思っている。

(2) 令和 6 年度人権施策の実施状況について

【事務局説明】

令和 6 年度の同和問題に関する人権施策の具体的な取り組み状況を抜粋して説明させていただく。

～資料 4 に沿って抜粋して説明～

【E 委員】

継続事業を毎年毎年こんなにたくさん実施しているのだなと感じた。

これも社会の変化に伴い、状況も変わってくると思うので、見直しを行いながら、決して悪い意味ではなく、省くところは省き、力を入れるところには入れていただければと思う。